

令和4年9月定例総会議事録

- 日 時 令和4年9月16日（金） 午前9時30分～午前10時46分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請
 - 第6号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第7号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第8号議案 非農地通知について
 - 第9号議案 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。農家にとっては実りの秋、収穫の秋となってきました。ところが、今、皆さん御承知のとおり、台風14号が接近しつつあります。収穫の時期ということではありますけど、極力被害がないことを祈りたいと思います。また、家屋等の被害が少なくなるようにするのも大事ですが、身の安全も確保しながら皆さん注意してやっていただきたいと思います。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和4年9月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知7件、報告第3号 使用貸借解約通知1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出1件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請5件、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第6号議案 農用地利用集積計画 所有権移転8件、第7号議案 農用地利用集積計画 利用権設定20件、第8号議案 非農地通知について8件、第9号議案 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は現地調査対象案件がありませんでした。北部は9月9日に行っております。

また、調査会については、南部が9月12日、北部が9月13日に開催したことを報告します。

なお、会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、14番委員の小川委員、15番委員の福田委員の両名を指名します。

それでは、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから4ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページ及び6ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6・7

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から7番までの7件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 9 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出、報告番号 1 番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 10 ページ、12 ページ、及び 16 ページをお開きください。

第 1 号議案 取消願（農地法第 4 条の規定による許可）

1

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請

3

第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

○会長

第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）、審議番号1番、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番及び、第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、既に許可を受けている「営農型発電設備（一時転用）の面積」を変更する案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）審議番号1番、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号3番、及び第5号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 審議番号1番の3件は、令和3年2月に許可を受けていた「営農型発電設備（一時転用）」の面積を変更する案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

申請人は、当初、施工を依頼する予定だった事業者が、太陽光パネルを予定どおりに調達できず、施工に相当の遅れが生じることになったため、早期に着工できる別の事業者を見つけて営農型発電設備を設置することになり、これに伴い、パネル配置などの計画を見直したところ、転用面積が変わることになったため、第5号議案の農地転用許可後の事業計画変更承認を申請されたものです。

なお、当初の計画では8.27㎡で許可を受けていましたが、計画見直しにより、一時転用面

積が0.44㎡になったため、必要でなくなった7.83㎡について、取消を願い出されたものです。

また、営農型発電設備を設置する際に、作業用地が必要になるため、「工事用作業場（一時転用）」の申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことに加え、営農型発電設備の許可要件である一時転用の期限が3年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等から見て周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障を及ぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることについて問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されており、また、取り消し事由もやむを得ないものと判断したため、以上の3件については、願い出どおり承認相当、申請どおり許可相当、及び計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、許可及び承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）、審議番号1番については、願い出どおり承認、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番については、申請どおり許可、及び、第5号議案 農地転用許可後の事

業計画変更承認申請、審議番号1番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番の3件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6

○会長

次に、審議番号6番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員の同居親族の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番は、空き家バンクに付随する農地の売買の案件です。

申請人は、空き家バンクを利用して三瀬村に移住し、その空き家に付随する農地を取得したく申請されたものです。このことについて、事務局から、申請人は移住後、自家用野菜を栽培していく予定と聞いている旨の説明がありました。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5

○会長

次に、審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号4番及び5番の2件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農

地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3を除く1～4

○会長

第3号議案 審議番号3番を除く、審議番号1番から4番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号1番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、今般、甥の家族に介護をしてもらうにあたり、甥家族が生活する住宅の増築を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「通路敷」の案件で、申請地は、県道の拡幅の際にアスファルト舗装され、通路敷として利用されてきた土地で、今般、土地の調査をしたところ、農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「植林」の案件で、申請地は、日当たりや水はけが悪く、猪の被害も多いことから、耕作を続けることが困難なため、紅葉等を植栽したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

4番の目的のところは植栽でありますけれども、今までここが非常に管理しにくかったということでございますので、今回この植栽をした時に、申請人がまたここを管理するものか、

その辺をちょっとお聞きします。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

この植林した後も、申請人さんはこの土地を管理していくということで聞いております。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

今現在は管理できないということではないですか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

管理できないではなくて、今管理はされております。ただ、耕作ができる状況ではないので、年に3回ぐらいは草刈り管理をずっとしてきたと。ただ、耕作ができる状況ではないので、紅葉などを植林して、鑑賞用として活用していきたいということで、今後も管理はしていくということで聞いております。

○委員

だいたい分かりますけれども、草ぼうぼうにならないよう願っておきます。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員

転用事由が日当たり、水はけ、イノシシ被害等々ということで上がっております。ただ、これらの課題は中山間地特有の課題として出てくるし、併せて、一方では非農地化の問題も並行しながら検討をされているわけでありますが、いわゆるこの転用後はたまたま、○○

さんの農地については紅葉やアカシアやシャクナゲという形で低木、低い、なかなか伸びにくい木を植えていただいて管理をしていきたいということでもありますので、それだったらある面じゃありがたいなと思っているんですが、これらの許可をした後に、非農地もそうであるように、高木、杉とかそういうものを植えると、次なる5年後、10年後については、今度はそこが影響しながら、隣の農地の耕作ができないような環境に陥るおそれがあります。北部調査会でもこのような質問をさせていただきました。

その結果として、いや、今日はこの農地法第4条の議論をしているわけであって、将来的なことについては農業委員会としては予定していないというのがお答えでありました。しかし、今日の農業会議だよりも書いてあるように、農用地の地域計画まで持っていかなければいけないと。令和7年に地域計画を策定しようということで計画がされているわけですが、たまたま今回は低木だからいいけれども、これがいرونなところで、非農地も含めながらですが、高木を植えられた時に、何年後かには必ずまたこれらの問題が発生してくるわけですよ。そうすると、その地域計画というのはどういうものであるかということさえ疑われるわけですよ。だから、地域計画を令和7年までに策定するという、少なくとも、地域計画における部分、目標値の素案を作成しなければいけないわけですよ。そのためには、この手前のことをしっかりとした形で整理をしていかないと、地域計画を策定するにも影響するんです。

我々も農業委員の活動の中で他にもいろいろやることの中で、結局中抜き、遊休農地の管理はそれを戻すような形で農業委員はしなさいと言うけれども、それを戻す時にどういうふうになるかということ、それは農業委員会は関係ないというようなことを意見としていただいているわけですね。しかし、その先には地域計画が待っている。だから、そういうふうな矛盾したことをやっていかなければいけない。

それで、国は2023年度から総合管理の支援策というものを基本的に今モデル地区でやっているんですが、そういうことをやっていくわけですよ。だから、そのことを含めながら、農業委員会としてどういうふうな考え方を持つかということをお示しいただかないと、中山間地の農業における農業委員活動が制約をされるということで御意見をいただきたいと思います。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

今、〇〇委員からの御意見がありましたけれども、この第3号議案の第4条の許可申請の審議をしていただいております、今この場というのは、その地域計画に絡めて審査をする場ではございません。地域計画は地域計画で、また別の場できちっと議論をしていただいて、三瀬は三瀬なりの地域計画を今後立てていただく必要があると思います。今現在のこの9月の定例総会の中においては、農地法の基準に基づいて、この4番の案件が許可相当なのか、許可相当でないのか、そこだけに絞って御審議をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○会長

先ほど事務局の方から説明がございました。農業委員会の総会は、今審議しているのは、先ほど言われるように第4条の第4番目の議案ということで、それを転用を認めるかどうかということの審議でございます。

今先ほど事務局から説明がございましたとおり、〇〇委員も言われるように、それは分かります。でも、この転用の許可を今審議していることですので、これについての許可か否かを皆さんからの意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

おっしゃるとおり分かるんですが、それじゃ、事務方がそういうふうに言うけれども、これはこれよと言うけれども、こういうこと、手前のことをさばいていかないと、目標地図の設定はできないじゃないですか、目標値の設定が。

だから、地域計画を令和7年までに作りなさいとなっているんですよ。しかしそれを、手前のことは、いや、これは違うからと言ったって、地域目標はずっと変わって、そういう形で議論をしていくと、毎年変わっていくわけよ。計画そのものが立てられないじゃないですか。そういう答弁を事務方がするというのは基本的にはおかしいし、もしそれが佐賀市農業委員会の判断、結論とするならば、地域計画は全く切り離して考えていますよというならそれで結構ですから、それをちゃんとした形で分かるようにさ。僕はいつも文書でくださいということと言うけれども、それを出していただかないと、次に進めないんですよ、次に。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

○○委員さんは、こういった農業委員会の審議においても、地域計画とか、そういう目標地図も踏まえて審査、審議をすべきじゃないかという御意見かなとは思いますが。繰り返になりますけれども、農業委員会の今この場での審査とか審議の根拠というのは、基本、農地法でございます。まだ地域計画というのも、これから目標地図についても作っていくわけでございますけれども、現時点で、この場で農業委員会の審査をするに当たっては、これまでどおり農地法に基づいて御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○北部調査会長

議長、ちょっと私もいいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

この案件は、北部で審議して、皆さんの賛成多数で総会へ送ることになっています。なっていますから、もうここで言うのは私は間違いではないかと思っております。もう、それなら北部調査会で何も審議しなくていいじゃないですか。もうちゃんと北部調査会で賛成多数でして総会に送ることに決定しましたとちゃんと私も言っています。だから、ここはもうこれで事務局から言われたように、もうそれは総会へ送ることになっているから、ここで言うのはおかしい。私はそういうふうに思います。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

いや……

○北部調査会長

それなら、なぜこの前——ちゃんと言うたじゃないですか、総会へ送ることに決定しますで、私も。それを今言うたらいけない。ここはみんなの場で、もう総会の一番最後で、みんな南北寄って。

○委員

議長、いいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

北部の会長さんがいろいろおっしゃっているけれども、それはここは総会だからあえて申し上げているわけですよ。じゃ、北部の会長さんが言うとおりであったら、もう総会をする意味ないではないですか。

○北部調査会長

それで総会のときみんなで……

○委員

いやいや、だから、ぴしゃっと正式に議事録に残してくださいよ。

○北部調査会長

かけたじゃないですか。総会へ送ることに決定しますと言っています、ちゃんと。

○委員

議事録に残してくださいよ、ちゃんと。いいですか。

○会長

○○委員、今、先ほど自分が言ったでしょう、何を審議しているかと言ったですよ。あなた、○○委員が言うのは、地域計画とかなんとか言って、それはいいんです。でも、審査する過程で、今は農地法のことと審査しているんですよ。ですから、それについての質問、質疑をしてください。それ以外のことは、調査会なり、この間の北部調査会なりにいろいろな意見が出たと思います。私も聞きました。でも、今回の総会というのは、今、北部調査会長から言われたとおり、総会に送ることを皆さんが了承してもらっているわけですよ。ですから、○○委員が言うのは分かります。でも、今この総会で言うのは間違いです。

○委員

議長、総会は、南部北部があって、いろいろ議論をして、最終的に総会の席で基本的には決めていくと。だから、それは決まったからしなくていいんだったら総会を開催する必要はないじゃないですか、おっしゃるとおりするならば。けども、申し上げるのは、北部の中でも多数決で、僕はそれ言っていますよ。明らかに、基本的に反対意見を言ってきたけれども、総会の時に、やっぱり南部の皆さん方の御意見も、抱える課題がこういうことがあると。この御理解をいただくにはこの総会しかないじゃないですか。他にどこにあるんです

か。

だからあえて申し上げているし、この理由が、こういう形になると、今後いろんなことに影響するおそれがあるから、あえて地域計画という目標値があるわけだから、その目標値に向けてしなければいけないということは勉強会でもみんな一緒に習ったじゃないですか、〇〇さんから御指導をいただいたじゃないですか。だから、農業会議所にもそういうふうな形で言うわけよ、僕は。だから、それをしっかりとっておかないと、これをもう北部で決まったから、南部で決まったからと、総会が何も無いじゃおかしいし。仮にやっぱり一つの物事があるんだったら、そういう目標値に向けてどういうふうな取決めをしていくか、それが適切であるか、適切でないかということを考えないと。佐賀市は地域計画を作らないんですか。

○北部調査会長

それはここではないですか。

○会長

〇〇委員、私もオブザーバーとして北部調査会に出席させていただいているんですよね。その中で、この案件を審議してもらいました、北部調査会で。その時に、異議なしということでみんなが言われてこの総会に送りますということで……

○委員

みんながじゃないて。僕はいいって言ってないから。みんながではないて。……

○会長

その時にですね……

○委員

じゃ、一々こう言わなければいけませんか。言って……

○会長

その時に、異議がなかった。

○委員

反対と申し上げた。だから、あえて僕は言いよる。総会の中でちゃんとした形を決めるんだったら、そのことをはっきりした形で北部調査会ではそれは通ったよ、知っていますよ、僕もいましたから。だけれども、それをちゃんとした形で総会の場でやっぱり決めなければいけないわけだから。

○事務局

会長。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

今、とにかく〇〇委員さんから言われているように、〇〇委員さんは、もうとにかく地域計画とか目標地図を踏まえて審議をすべきだということで繰り返し言われておりますけれども、世の中にはたくさんいろいろな計画とか、何やらかんやらがいろいろな場所でいろいろ行われております。そういった中で、農振計画もあれば都市計画もあれば、いろいろな計画があります。しかしながら、今回、今この場で審査を、審議をしていただくのは、とにかく農地法に基づいて、この第3号議案の審議番号4番、これが農地法として許可をされるのか、できないのか、今その点に絞って御審議をしていただきたいと思います。そうしないと、あの法律の分はどうなっているんだ、この計画の分に配慮しているのかといたら、全てが網羅もできておりませんし、ちょっと難しいと思いますので、基本、農業委員会の総会における判断基準というのは農地法でございますので、農地法に基づいて、この審議番号4番が許可し得るのか、できないのか、そこの御判断をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員

議長。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

議事録の削除を、今止めたやないですか、事務局は。

○事務局

止めていないですよ。

○委員

ちゃんと残っているんですね。

○事務局

止めていないですよ。

○委員

残っているんですね、確認。

○事務局

はい、止めていないです。

○委員

あなた今、議事録に載せんとか言ったやないか。だからあえて確認しているわけよ。

○事務局

はい、止めていないです。

○委員

止めていないね。

○事務局

はい。

○委員

じゃ、後でこれは聞かせてもらうことはできますね。（「休憩休憩」と呼ぶ者あり）

今の議論を。終わったら、議事録ではなくてちゃんと録音確認することはできますか。

○会長

ちょっとすみません、何か審議がちょっとずれ込んできているようで、審議をちょっと中断いたします。

休憩いたします。時計で、5分間の休憩、15分まで休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時15分 再開

○会長

時間になりましたので、着席をお願いします。

それでは、先ほど来いろいろと意見がございました。その中で、事務局の言われるように、今回の案件について審議をしていく場でございますので、審議番号4番、植林の件の案件でございます。この件に対して皆さんの質疑がございました。それを採決をしていきたいと思っております。

○委員

その前に1つだけいいですか。

○会長

はい。

○委員

先ほどの件から、地域計画のことについて御質問があっていましたが、実際は、人・農地プランの中の一部であって、これは通常、皆さん知っていると思いますけれども、その農地を、誰も作り手がいないので、結局は人・農地プランを重視したいんですけど、どうしてもできないので、所有者さんは作ってくれる人いないということで、こういう形で植栽をして管理していくということになったのではないですかね。もう誰か作ってくれば、そこは農地として残るんですが、確かに、その地域で話し合いをしてもらって、できないということであれば、もうやむを得ないかなと、4条でこうやって出てきていますから。それを審査していただければいいのではないかと思いますけど、どうですかね。

○会長

はい、ありがとうございます。

申請者の〇〇様もいろいろな事情があると思いますけど、植林をして維持管理をきれいにするというお言葉ももらっているということですので、それは継続してされると思います。はい、どうぞ。

○委員

今の審議、この総会ではもちろん賛成、反対ということで決を最終的には採ると思いますが、今、〇〇委員さんの意見は、こういうふうな協議をしてほしいという意見かなと思っておりますので、採決の云々よりも、そういう御意見を踏まえて、地域、そういった協議の場を持つように——今日は総会ですので、やり取りはもう難しいと思いますので、そういった問題もあるということも認識して、平たんや山手ではこういう状況もあるということの一つの協議の場を設けてもらうというような方向でいったらどうだろうかちょっと感じております。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

今、〇〇委員さんの方から御発言がありました地域での協議の場を設けていくようにというお話ですけども、そのことについてはおととい、農林水産部の農業振興課の方と

も協議をしまして、今後の地域計画の策定に向けてどのように進めていくのかというようなスケジュールも、基本、地域計画は市長部局の農業振興課が主導でつくっていくわけですね。ある程度、来年、令和5年度に入ったら、各地区で地域計画というもの、佐賀市一本で作るのか、旧町村ごとでつくるのか、またさらに細分化してつくるのかと、いろいろ今、地域計画の立て方もまだ検討中です。それで、その地域の協議の場ごとに地域計画はつくっていくというふうにおととい、市長部局から伺っております。そういった中の地域の協議をする時に、もちろん、農業委員、最適化推進委員も入りますし、地元の農家の方、土地の所有者、農協の方、行政、いろんな関係各位が入って、そこの今後のこの地域の農業、農村をどのように維持、発展させていくかというのを、そこの地域の協議の場で話し合うわけですね。

ですから、今、〇〇委員さんが御心配をされていた、今後そういうふうになされていくのか、そうすべきではないかということについては、計画的に、ある一定の話し合いの場の単位がまだ未確定です。どういう単位であるのかは未確定ですけれども、そういった単位で話し合いは行われて、その話し合いの上で地域計画が立てていかれるというふうにお伺いしているところでは。

以上です。

○会長

〇〇委員の言われるように、地域計画ということでいろいろ質問されています。そのことにおいても、農業委員会としてもいろんな部署を招いての勉強会、研修会を今後やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議に戻りたいと思います。

審議番号4番についていろいろ意見がございました。質疑はほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいます。現在借りている資材置場の移転を余儀なくされたため、申請地を海苔資材置場とたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2・3・4・5

○会長

審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請 審議番号2番及び3番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、県道に隣接して交通の便が良く、下水道も整備されていることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から申請人に対し、住宅購入者が自治会に加入し、地域の清掃活動等にも協力するよう伝えて欲しい旨の意見が出され、申請人より了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の南側では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、農作業へ

の理解を求めるよう、売買契約の際には、申請人から説明してほしい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、妻が経営している飲食店の駐車場を確保するため、申請地を駐車場として整備し、貸し出したいと申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から7番の7件：43,879㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、計画どおり承認することに決定しました。

第6号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

8

○会長

次に、審議番号8番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号8番の3,798.77㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページから22ページまでをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～14

○会長

第7号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から14番までの14件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から14番までの14件

新規 3件： 24,177㎡

更新 11件： 61,289㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から14番まで14件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び23ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

15・16・17・18・19・20

○会長

審議番号15番から20番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号15番から20番までの6件

新規 2件： 5,009㎡

更新 4件： 10,933㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号15番から20番までの6件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページ及び25ページをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から8番までの8件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号の1番について写真を見せていただきましたけれども、全体的に見ますと、少しは原野化しているように見えますけれども、こういう状態でも非農地通知として出していいものかというのをちょっと疑問に思っております。どこまでが——見た感じは、そうないように見えましたけれども、地元の委員さん達が見て原野化しているということであればいいんですけれども、ちょっと見た目では耕作されているような感じにも見えますけれども、その辺、どうやったかお聞きしたいと思います。

○会長

はい、事務局、説明をお願いします。

○事務局

北部調査会資料の1番の写真ですけど、こちらの黄色の線をつけているところは、全体的に9ヘクタールあります。そこ全体が筆界未定で、筆的には65筆で、農地は21筆、どこにあるかは分からないというような状態です。その中で、この写真を見ただけでは、段々畑になっているような感じですけど、全体的に埋め立てられて、周りは森林、原野化している状態のところであります。

○委員

それと、13ページの1番を見たら、かなり生い茂っているように見えますよね。その中に何筆あるか知りませんが。これは耕作されているように見えるんですけど、現地はやっばり荒れていますか。

要は、こういう状態でどんどん出れば、非農地通知の許可を出すような形になると思います。それで、特に国道端だったら団地が建つところも出てくると思います。そういう中で、ある程度農地がきれいになっているところは非農地を出すべきものかなという気はいたします。その辺、かなり多かったよということであればしようがないと思っております。

以上です。

○事務局

この分については、もちろん、地元農業委員さん、推進委員さんにも確認していただいて、実際、畑土ではなく、残土が結構入っているような感じになっております。

○委員

残土だったら指導をしなければいけないでしょう。

○事務局

いや、筆界未定なので農地がどこかというのが分からないんですよ。でも全体で9ヘクタールあるんですよ。

○委員

いや、分かりますよ。そういう中でラインを入れているでしょう。

○事務局

そこが9ヘクタールなんですよ、黄色の線のところが。

○委員

それを見て、写真を見ただけよ。見ただけで言ったら、山林化しているのは両側だけじゃ

ないですか。

○事務局

はい。

○委員

9ヘクタールあろうが、そのうちの一、二割にしても、あとはきれいにしているじゃないですか。

○事務局

そこが、農地がどこかということで指導はできないところです。

○委員

えっ。

○事務局

要は……

○委員

どこで言わなくていいです。全体を見た時に枠で囲んだ分の中で、二、三割しか森林がないじゃないですか、写真で。

○事務局

はい。

○委員

それはどこでもいいじゃないですか、全体の中の二、三割は森林ですが。あとはきれいに見えるじゃないですか。要は、それでその辺、残土も入っているというなら、その辺を指導しなければいけないやろうと今思ったところです。

最終的には非農地通知として出さなければいけないところかも知れないですけどね。ちょっと写真だけでは分からないところもありましたので、お伺いしております。もうちょっと分かるように撮ってほしいです。

以上です。

○会長

非農地については、毎回写真ということで提示をさせてもらっています。なかなか南部というとあれですけど、山間部以外の方は分かりづらいと思います。でもその中で、現地を見て、推進委員さんと農業委員さんと見て判断をされた上での申請だと思いますので、その点は皆

さんも御理解していただきたいと思います。

写真も、近々の写真ではなくて、大分前の写真かもしれません。これはちょっと自分も理解しづらいところがあります。だから、判断もしづらいと思いますので、その点は、やっぱり地元委員さんが現地に事務局と出向いて、ちゃんと精査されただろうと思いますので、そこら辺は御理解のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○会長

〇〇委員、今、事務局の答弁は。

○委員

はい、いいですけど、とにかく、こういう大きい道路の際に非農地を出してというのは、悪用しようと思ったら悪用されるわけですよ。非農地にしてしまってから住宅を建てたり。国道がついていなかったら、ああ、そうかなという気もするんですけど、気になったところ
です。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

○北部調査会長

ちょっといいですか。

○会長

はい。

○北部調査会長

〇〇委員さん、入られない場合もあります。もう現実、この辺りは何年前かな、減反があったでしょうが。その時、もうちょっと車も行かん、何も行かんということで転用した形、こういうところがあります。農地法にかけずにね。

○会長

その当時のことが分からないんでしょう。

○北部調査会長

はい。だから、見てもらわれたらいいですけど、もう杉が多く繁っていますもんね。だから、残りはもうワイヤーメッシュで囲んでね、優良農地は。だから、ほとんど入れない状態

です。

○委員

だいたい分かりました。分かりますが、無造作にどんどん非農地を出したら、そういう現象も起きてくるのではないかと気にしております。

平たん地も荒らすと非農地にしてくだされば本当に助かりますが。（「該当農地が分からない」と呼ぶ者あり）

○会長

審議番号1番に限っては筆界未定ということで、なかなか分かりづらいと思いますので、その点、御理解のほどよろしくをお願いします。

○委員

以上です。いいです。

○会長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書26ページをお開きください。

第9号議案 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書

○会長

第9号議案 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南調査会長

報告します。

令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

続いて、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当とすることで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第9号議案 令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。
佐賀市農業委員会令和4年9月定例総会を閉会します。
本日はありがとうございました。

午前10時46分 閉会